

## 都内産業の活性化に向けた中堅企業の成長促進事業

### 「Next Edge Tokyo」公募要領

#### 1. 事業目的

令和6年5月、改正産業競争力強化法が成立し、従業員2,000人以下で中小企業に該当しない企業を新たに「中堅企業\*」として定義しました。東京都内には、全国の約半数近くの中堅企業が所在しています。また、中堅企業は、他の企業に比べ新事業展開や研究開発（R&D）への投資に積極であり、大企業、中小企業、スタートアップ、大学等が集積する都の特色を踏まえると、中小企業やスタートアップなどを牽引する中堅企業の成長促進を図ることは重要です。

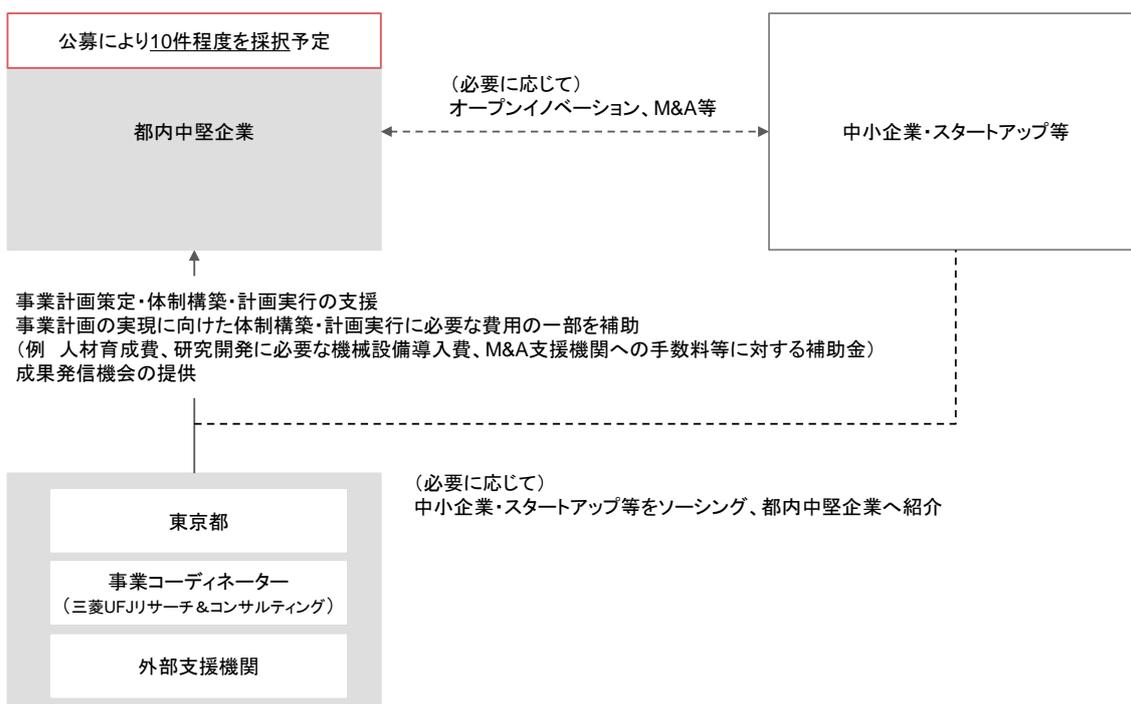
このため、本事業では、都内中堅企業が成長に向けて取り組む事業（案）を広く募集し、10社程度の支援先を採択します。そして、採択された都内中堅企業に対し、事業（案）の取り組みに必要な計画の策定、実施体制の構築、プロジェクトの推進までを伴走支援や経費の一部補助等により一気通貫で支援し、都内産業全体の活性化を図ります。

※中堅企業：従業員2,000人以下で中小企業に該当しない企業

## 2. 事業全体のスキーム

本事業では、東京都から運営事務局として委託された事業コーディネーター（三菱UFJリサーチ&コンサルティング）が事業全体の運営・管理を行います。また、本事業に採択された中堅企業に対して、外部支援機関とも連携し、持続的な成長の他、中小企業やスタートアップなどとの外部連携（オープンイノベーション、M&A等）も視野に入れた非連続的な成長の実現に向けて支援します。

<事業全体のスキーム図（イメージ）>



### 3. 事業全体のサポート内容

本事業に採択された中堅企業に対して、成長を実現するための事業計画策定・体制構築・計画実行を支援します。事業全体のサポート内容とスケジュールは以下のとおりです。

<事業全体のサポート内容（予定）>

サポート項目 <sup>1</sup>	スケジュール <sup>1</sup>	サポート内容 <sup>1</sup>
採択先企業へのヒアリング	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 令和8年1月～2月</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 事業コーディネーターが、<u>採択先企業に対してヒアリングを実施</u></li> <li>・ 採択先企業の支援ニーズ、目標等をヒアリング</li> </ul>
支援実施計画策定 <sup>2</sup>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 令和8年3月～4月</li> <li>■ 令和9年3月末</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ ヒアリング結果を踏まえて、事業コーディネーターが<u>支援実施計画を策定</u></li> <li>・ 支援実施計画と共に、支援開始に向けて採択先企業と事業コーディネーターの間で「覚書」を締結</li> </ul>
市場調査	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 令和8年3月～5月</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 事業コーディネーターが、市場動向・業界（競合）動向・技術動向等に関する<u>市場調査を実施</u></li> <li>・ 採択先企業と協議の上で、調査項目を3項目設定し、採択先企業が必要とする情報を整理</li> </ul>
事業計画策定 <sup>2</sup>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 令和8年5月～6月</li> <li>■ 令和9年3月末</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 市場調査結果を踏まえて、採択先企業が事業コーディネーターと協力し、<u>事業計画を策定</u></li> <li>・ 事業コーディネーターは事業計画策定に向けたアドバイスを実施</li> </ul>
体制構築支援 <sup>3</sup>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 令和8年7月～令和10年3月</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 外部支援機関と共に事業コーディネーターが、採択先企業の事業計画に応じて、社内体制整備や人材育成等に結び付く以下の支援を実施</li> <li>・ <u>各種研修及びメンタリング支援</u></li> <li>・ <u>プロフェッショナル人材確保支援</u></li> <li>・ <u>社内の専門人材や知見不足を補うための専門家アドバイザー</u></li> </ul>
計画実行支援 <sup>3</sup>		<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 外部支援機関と共に事業コーディネーターが、採択先企業の事業計画に応じて、実行に向けた以下の支援を実施</li> <li>・ <u>オープンイノベーション支援（中小企業・スタートアップ等のソーシングを含む）</u></li> <li>・ <u>プレM&amp;A支援</u></li> <li>・ <u>成果報告会の開催</u></li> <li>・ <u>補助金執行管理のアドバイザー</u></li> </ul>

(注)

1. サポート内容、スケジュール、実施事項は公募時点での想定であり、今後見直しをする可能性がございます。
2. 「支援実施計画策定」、「事業計画策定」は、令和9年3月末時点で事業進捗に応じて内容の見直しを実施予定です。
3. 「体制構築支援」、「計画実行支援」は、採択先企業の事業計画に応じて、実施事項やスケジュールは異なる想定です。なお、外部支援機関が提供するサービスは一部有料のものが存在しますが、事業計画に基づいた体制構築や実行を推進するために必要な費用であれば、補助金対象となる可能性がございます。

【参考】補助金による支援について

本事業に採択された中堅企業が本事業を通じて策定した事業計画の実行のために必要な経費の一部（1社あたり上限1億円、補助率1/3）について、令和8年度・9年度に補助を予定しています。詳細は補助金の申請受付を開始する令和8年度までに決定する予定です。

(補助対象経費)

経費区分	内容
人材育成費	事業計画の実行のために必要な人材育成に要する経費
研究開発に必要な機械設備導入費	事業計画の実行のために必要な機械設備等のリース、レンタル、購入、据付に要する経費。土地や建物の購入費用は対象外
M&A支援機関への手数料	事業計画の実行のために必要なM&A実施のために外部支援機関へ支払う経費

- ※ 補助対象経費は現時点での想定であり、変更場合があります。この他にも追加する場合があります。詳細は採択企業に令和8年度にお知らせします。

#### 4. 対象企業の要件

本事業の対象企業は次に掲げるすべての要件を満たす必要があります。

- (1) 東京都内に本社あるいは事業所（拠点機能を具備するもの）を有すること。
- (2) 東京都に法人事業税及び法人都民税を納税していること。（令和8年度以降に実施する補助事業において、都税事務所が発行する法人事業税及び法人都民税の納税証明書の提出が必要となります）
- (3) 常時雇用する従業員数が2,000人以下であること。
- (4) 中小企業基本法に定める中小企業の定義に該当しないこと。

##### 【参考】中小企業基本法の定義

業種分類	中小企業基本法の定義
製造業、その他	資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人
卸売業	資本金の額又は出資の総額が1億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人
小売業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人
サービス業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人

- (5) みなし大企業に該当しないこと。

##### 【参考】みなし大企業の定義

みなし大企業は以下のいずれかに該当する事業者を指します。（本事業における大企業とは、常時雇用する従業員数が2,000人を超える事業者とします）

- ① 同一の大企業が、株式を1/2以上所有している。
- ② 複数の大企業が、株式を2/3以上所有している。
- ③ 大企業の役員または職員を兼ねている者が、役員総数の1/2以上を占めている。
- ④ ①～③に該当する企業が、株式の全てを所有している。
- ⑤ ①～③に該当する法人の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の全てを占めている。

- (6) その他、次に掲げるすべての要件を満たすこと。
  - ① 本事業で実施する事業について、同一支援期間中に同一の内容で国や他自治体及び東京都の他事業からの委託や助成を受けていないこと。

- ② 法人事業税及び法人住民税、その他事業者にかされる税及び事業者が支払うべき社会保険料等の滞納がないこと。
- ③ 東京都に対する賃料・使用料等の債務の支払いが滞っていないこと。
- ④ 過去に国や他自治体及び東京都から委託や助成を受けた事業で不正がないこと。
- ⑤ 東京都からの指名停止措置を講じられていないこと。
- ⑥ 会社再生法に係る更生手続きの申し立てや民事再生法に係る再生手続き開始の申し立てがなされていないこと。
- ⑦ 公共の安全及び福祉を脅かすおそれがないこと。
- ⑧ 政治活動・選挙運動、または宗教活動を目的としていないこと。
- ⑨ 暴力団（東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号。以下「暴排条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）に該当せず、かつ、事業者の代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員に暴力団員等（暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。）に該当する者がいないこと。
- ⑩ 過去の業務その他の事情において、東京都が補助金を交付するにふさわしくないと判断する事実が存在しないこと。

## 5. 提案を募集する事業（案）の要件

提案を募集する事業（案）の取り組みは次に掲げるすべての要件を満たす必要があります。

- (1) 都内中堅企業が成長のために真に必要な取り組みであること。また、その取り組みの結果、都内産業全体の活性化に寄与するものであること。
- (2) 最後まで取り組みを完遂させる意思\*があること。
- (3) 本事業の事業期間を通じて得られた取り組みの成果は、東京都及び運営事務局の事業コーディネーター（三菱UFJリサーチ&コンサルティング）と公表内容を相談の上で、本事業の成果報告会等で公表できること。

※ 事業（案）のピボットは事業進捗に応じて軌道修正をいただくことは可能です。

## 6. 公募から採択までの流れ・スケジュール（予定）

公募から採択までの流れ・スケジュールは以下のとおりです。なお、公募時点の予定のためスケジュールは前後する可能性があります。

<公募～審査～採択までのスケジュール（予定）>

公募期間	<b>【2025年10月8日（水）～11月13日（木）17時】</b> ・以下の日程で事業説明会を実施 1回目：10月15日（水）13時半～14時半 2回目：10月21日（火）10時半～11時半 3回目：10月22日（水）15時半～16時半 ※事業説明会への申込みは以下より受付 <a href="https://murc-jimukyoku.smartcore.jp/next-edge-tokyo_seminar">https://murc-jimukyoku.smartcore.jp/next-edge-tokyo_seminar</a> 
書類審査	<b>【2025年11月14日（金）～12月10日（水）】</b> ・審査委員による書類審査を実施 ・応募企業に対して書類審査結果を12月10日までにメールにて通知 ・書類審査を通過した企業は、本審査へ進む
本審査	<b>【2025年12月中旬】</b> ・審査委員による本審査（事業（案）に関するプレゼンテーション、審査委員によるヒアリング）を実施
採択	<b>【2025年12月下旬】</b> ・本審査対象企業に対して本審査結果をメールにて通知（採択企業に対しては同時に採択結果を通知） ・都プレスリリース及び本事業WEBサイトで採択企業を公表

## 7. 応募方法

### (1) 提出書類

下表の書類を本事業 WEB サイト

( <https://lme-growth.metro.tokyo.lg.jp/requirements/> ) からダウンロードのうえ、必要事項を作成してご提出ください。

※提出時は、全て PDF 形式でご提出ください。

< 提出書類 (一覧) >

No.	書類名称	書式	備考
ア	応募申込書 (提出必須)	指定	応募申込書の✓欄は必ず全ての項目を確認の上で✓を行ってください。全ての項目に✓が付いていない場合は、受付できない場合がございます。
		(応募申込書)	
イ	応募者の情報 (提出必須)	指定	-
		(様式1)	
ウ	事業 (案) 内容説明書 (提出必須)	指定	様式2は資料全体で15ページ以内 (表紙を除く) で作成してください。
		(様式2)	
エ	会社案内 (パンフレット) 資料 (提出任意)	自由	提出は任意です。
		-	

### (2) 提出期間

2025年10月8日(水)から2025年11月13日(木)17:00まで

### (3) 提出方法

以下の提出先へメールでご提出ください。お持ち込み、郵送は受け付けません。

ご提出いただく資料は全て PDF 形式で提出いただき、ファイルサイズ (合計) は 20MB までとさせていただきます。

ご提出時のメールの件名は、「【Next Edge Tokyo プロジェクト応募】株式会社 XXX (応募者名)」としてください。

ご提出時のファイル名は、「yymmdd (提出日付) \_株式会社 XXX (応募者名) \_XXX (書類名称)」でご提出ください。

### (4) 提出先

Next Edge Tokyo 運営事務局 (事業コーディネーター)

(運営受託者: 三菱UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社)

メール: [nextedge-tokyo@murc.jp](mailto:nextedge-tokyo@murc.jp)

## 8. 審査方法

採択企業の選定にあたっては、以下の審査基準に基づき審査を実施します。なお、審査経過・審査結果等に関する問い合わせには応じられません。

- ① 提出書類による書面審査
- ② 本審査（事業（案）に関するプレゼンテーション、審査委員によるヒアリング）

<審査にあたっての着眼点>

評価のポイント	
① 事業（案）の成長性	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 全社／事業戦略方針と事業（案）に合理性があるか</li><li>・ 事業（案）の取り組みに関連するターゲット市場に成長可能性があるか</li><li>・ 事業（案）を通じて生み出される売上高・利益の成長率が相対的に大きな取組か</li></ul>
② 事業（案）の競争優位性	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 事業（案）は企業の強みやアセットを活かし、競合の強度、密度の観点を踏まえて競争優位性が確保できているか</li></ul>
③ 事業（案）の実現可能性	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 事業（案）のビジネスモデル／ビジネススキームは具体的に描けているか</li><li>・ 事業（案）を適切に遂行できる実施体制等が十分に確保されているか</li><li>・ 事業（案）の実施スケジュール（マイルストーン）が適切に見込まれているか</li></ul>
④ 本事業目的との整合性	④-1 都内産業の活性化に寄与する波及効果 <ul style="list-style-type: none"><li>・ 事業（案）を通じて、都内産業の活性化に寄与する波及効果（例 雇用・投資・市場拡大・その他の都内産業の活性化への貢献等）が期待できるか</li></ul>
	④-2 支援の必要性 <ul style="list-style-type: none"><li>・ 東京都の産業政策の観点から支援が必要と認められるか</li></ul>

また、以下に該当する場合、審査の際に加点されます。

- ① 事業（案）で中小企業・スタートアップとの外部連携（オープンイノベーション、M&A）に取り組むことを予定している
- ② 応募企業がパートナーシップ構築宣言 (<https://www.biz-partnership.jp/>) を宣言している

## 9. 留意事項

- (1) 以下の場合には、審査対象外とさせていただきますので予めご了承ください。
  - (ア)応募者が、法令等若しくは公序良俗に違反し、又はそのおそれのある場合
  - (イ)暴力団等反社会的勢力との関係を過去又は現在において有している場合
  - (ウ)応募内容に不備がある場合
  - (エ)応募者が、応募に際して虚偽の情報を記載し、その他東京都及び運営受託者に対して虚偽の申告を行った場合
- (2) 応募にあたってご提供いただく個人情報を含む応募情報は以下の取り扱いとします。
  - (ア)氏名、住所、電話番号、その他の個人情報は、  
「東京都個人情報の保護に関する条例」  
(<https://www.soumu.metro.tokyo.lg.jp/01soumu-johokokaika/kojinjoho/gaiyo>) 及び運営受託者（三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社）の「個人情報保護方針」  
(<https://www.murc.jp/corporate/privacy/>)  
や「個人情報の取り扱いについて」(<https://www.murc.jp/privacy/>)に従って適切に取り扱います。
  - (イ)個人情報は、本事業の審査及び運営の目的に限って利用し、厳重に管理します。
  - (ウ)個人情報は、東京都及び運営受託者が上記（イ）の目的の範囲内において共同利用します。また、法令等に基づく場合を除き、応募書類を通じて提出いただいた個人情報の取扱を、本人の同意なく、東京都及び運営受託者から第三者に提供することはありません。
  - (エ)個人情報の開示、訂正、利用停止等若しくは利用目的の通知の請求、又は個人情報に関する苦情の申し出については、【10. 問い合わせ先】まで連絡してください。
- (3) 同一企業から複数テーマをご応募いただくことは可能ですが、同一企業から複数テーマを採択することは出来ません（同一企業から複数テーマをご応募いただいた場合でも採択されるテーマは1つのみ）。
- (4) 本事業に採択された事業者名は、東京都のプレスリリース及び本事業WEBサイト等で公表されます。
- (5) 本事業に採択された場合でも、実施継続が不適切であると東京都が判断した場合には、期間中に辞退していただく場合がありますのでご注意ください。
- (6) 審査経過、審査結果に関するお問合せには応じられません。
- (7) 本事業へ応募するためのコンサルティング（応募書類の作成代行）等を運営受託者へ依頼することはできません。

- (8) 本事業において審査、選定及び承認された企業及び事業（案）等について、東京都及び運営受託者は、当該事業の実現性、有効性、収益性その他の成果等に関して、一切の保証を行うものではありません。

#### **10. 問い合わせ先**

本募集に関するお問合せは、下記までお願いいたします。

**Next Edge Tokyo 運営事務局（事業コーディネーター）**  
（運営受託者：三菱UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社）

電話番号：03-6228-1066

メール：nextedge-tokyo@murc.jp

以上